

福山市居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福山市居場所づくり支援事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この補助金は、福山市居場所づくり支援事業実施要綱に基づき、居場所づくりに資する活動を実施することも食堂等に対し「居場所づくり支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、福山市居場所づくり支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に規定する団体とする。

(補助対象経費及び補助金交付額)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。算出された補助金の交付額が千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

2 補助金額については、事業に要した経費から利用料や寄付等の収入を差し引いた額に、補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市居場所づくり支援事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体の会則、規則等の組織及び運営に関する事項を定めているものの写し
- (3) 団体の構成員及びボランティアとして参加する者の一覧
- (4) 福山市居場所づくり支援事業補助金収支予算書（様式第6号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し、福山市居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に福山市居場所づくり支援事業補助金交付申請取下書(様式第11号)により、当該申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定以外にも、事業を遂行することが困難と自ら判断したときには申請の取り下げをすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定を取り消し、福山市居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 第6条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)が、事業内容を変更、中止、又は事業を廃止しようとするときは、事業計画変更・休止・廃止承認申請書により事前に市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業完了後2027年(令和9年)3月31日までに、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 福山市居場所づくり支援事業補助金事業報告書(様式第5号)
- (2) 福山市居場所づくり支援事業補助金収支決算書(様式第7号)
- (3) 福山市居場所づくり支援事業補助金実施報告書(様式第8号)
- (4) 福山市居場所づくり支援事業補助金見守り対象児童に係る月次実績報告書(様式第10号)
- (5) 福山市居場所づくり支援事業見守り対象児童確認書(様式第10号の2)
- (6) 支給対象経費に係る支出を証明する書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、提出のあった書類を審査し、適正と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。ただし、市長において補助事業の遂行上特に必要があると認めたときは、市長が定める時期に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。
- 3 補助金の確定額が交付決定額を下回る場合、福山市居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、変更後の交付決定額を通知するものとする。
- 4 補助金の交付は、当該年度につき1団体又は1箇所当たり1回限りとし、対象期間は交付決定日か

ら事業完了後2027年（令和9年）3月31日までとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市居場所づくり支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 補助金の交付を受けた団体は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までにその金額を返還しなければならない。

（財産の処分）

第13条 本事業により取得した財産を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	条件	補助率	支給上限額	支給対象経費
こども食堂等の新規開設			年 10 万円 (1 団体 1 か所あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 (食器類や机等の什器類及び調理に要する器具や家電類) ・修繕費 (工事請負費含む。建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は対象外) ・その他市長が必要と認める経費
こども食堂等の運営	月 10 回以上の開催	かかった経費から収入（利用料や寄付等）を差し引いた額の 1/2	年 10 万円 (1 団体 1 か所あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 (食器、衛生品や学用品等) ・使用料、賃借料 (実施会場に係るもの) ・印刷製本費 (チラシやポスター等) ・保険料 (傷害・賠償責任等の保険料) ・謝礼金 (スタッフ〔法人スタッフは除く〕への謝礼金) ・通信費 (利用者に対する連絡や通信に要するもの) ・旅費 ・光熱水費 ・食材料費 ・その他市長が必要と認める経費
	原則月 1 回以上 10 回未満の開催		年 5 万円 (1 団体 1 か所あたり)	
支援を要する児童の見守り		かかった経費から収入（利用料や寄付等）を差し引いた額の 10/10	年 12 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りに要した経費 ・その他市長が必要と認める経費